

号機、道路標識、ガードレールなどに貼られた「貼り紙」「貼り札」などの、条例に違反している屋外広告物に対して県内一斉に除却作業を行います。

美しい街並みのためには、皆様のご理解とご協力が重要です。よろしくお願ひします。

〈屋外広告物の主なルール〉

① 広告を出せない地域

(禁止地域) があります。

第一種・第二種低層住居専用地域、高速自動車国道、河川区域、都市公園などには広告を出せません。

② 広告を出せない物件

(禁止物件) があります。

橋、トンネル、信号機、火災報知機、郵便ポスト、道路標識、ガードレール、街路樹などには掲出できません。

③ 許可が必要となる地域(許可地域) があります。

都市計画区域、国道及び一部の県道などの両側100m以内の区域などで広告を出すときは、許可が必要です。

④ 県内で屋外広告業を営む場合は、業登録が必要です。県内で営業を行う場合は、

登録が必要です。未登録や、違反業者は条例によって罰せられます。

◇屋外広告の広告主及び広告業者の皆さんへ

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所(※高知市内は高知市役所)までお問い合わせください。また、県内で屋外広告物業を営む方は、登録が必要です。

■問い合わせ

中央西土木事務所維持管理課

☎ 893-2114

高知県都市計画課ホームページ

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/

lg.jp/soshiki/171701/

お知らせ  
高知県U・イターン人材情報システムのご案内

高知県U・イターン人材情報システムは、高知県への

U・イターン就職希望者(県外在住既卒者)と県内求人企業の双方に、求人・求職情報の提供を行うシステムです。ホームページから申し込みができますので、是非ご登録ください。申込書の郵送をご希望の方は下記フリーダイヤル

までご連絡ください。

■問い合わせ

高知県U・イターン企業

就職支援センター

(高知県雇用労働政策課内)

☎ 0120-1103-245

※平日9時~16時

高知県U・イターン人材情報システムホームページ

http://ui-turn.pref.kochi.lg.jp

http://ui-turn.pref.kochi.lg.jp

お知らせ  
ひろの栄養  
足りていますか?

9月10日~16日は、「自殺予防週間」です。高知県の自殺死亡率は、**全国第3位**です。(平成24年)

もし、あなたや、周りの人が困っていたら左記相談窓口

に相談してください。適切な相談機関のご案内もできます。

■相談窓口

高知いのちの電話

☎ 824-6300

高知県自殺予防情報センター

☎ 821-4506

お知らせ  
全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

高知地方法務局と高知人権擁護委員連合会では、高齢者

や障害者の人権問題解消に向け、次のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土、日曜日も受け付けします。また、平日は時間を延長し、19時まで受け付けます。

▼日時

9月9日(月)~13日(金)

8時30分~19時

9月14日(土)・15日(日)

10時~17時

▼開設場所

高知地方法務局人権擁護課

▼電話番号

☎ 0570-0003-110

(ナビダイヤル)

※電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局につながります。

▼取扱内容

介護者からの肉体的・心理的虐待あるいは家族などによる経済的虐待、就業差別、暮らしの悩みごとなど高齢者・障害者をめぐる人権問題

▼その他

相談は無料、秘密は厳守します。

■問い合わせ

高知地方法務局人権擁護課

☎ 822-3503

◆ 人権擁護委員無料相談のご案内 ◆

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	9月18日(水)	13:30~16:30	あったかふれあいセンター(すこやかセンター伊野内)
吾北	9月2日(月)	10:00~15:00	山村開発センター

◆ 法務局相談窓口・問い合わせ ◆

(祝休日を除く月~金曜日 受付 8:30~17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4) ☎ 893-0343

◆ 人権擁護委員の連絡先 ◆

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	☎ 892-2513
尾崎 正敏	〃 神谷817	☎ 893-5452
藤木 栄子	〃 天王南9丁目12-2	☎ 891-6684
伊藤 義孝	〃 枝川5	☎ 892-2408
高瀬 科子	〃 波川610-3	☎ 892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	☎ 867-3224
山本 周児	〃 戸中81-5	☎ 873-5422